



流山市監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による公の施設の指定管理者監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を別添のとおり公表する。

令和4年6月2日

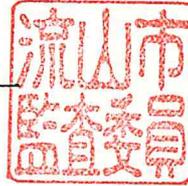
流山市監査委員

菅生 泰久



流山市監査委員

坂巻 儀



令和3年度

公の施設の指定管理者監査報告書

[公益社団法人流山市シルバー人材センター]

流山市監査委員

目 次

第 1	監査の種類	1
第 2	監査を実施した監査委員名	1
第 3	監査の対象	1
第 4	監査の着眼点及び実施内容	1
第 5	監査の期間	2
第 6	監査の実施日及び場所	2
第 7	指定管理の概要	2
第 8	監査の結果	5

令和3年度公の施設の指定管理者監査報告

この監査は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項及び流山市監査基準（平成29年流山市監査委員告示第7号。以下「監査基準」という。）第4条第1項第6号に規定する監査であり、監査基準に従って監査を実施した。

第1 監査の種類

令和3年度公の施設の指定管理者監査

第2 監査を実施した監査委員名

菅生 泰久

坂巻 儀一

第3 監査の対象

公の施設の名称：流山市高齢者福祉センター森の倶楽部及び流山市高齢者趣味の家

指定管理者の名称：公益社団法人流山市シルバー人材センター

所管部課：健康福祉部高齢者支援課

監査の範囲：令和2年度における公の施設の指定管理に関する事務事業及び所管部課の当該指定管理に関する事務（ただし、執行に関連し発生する事務事業については、他の年度を含むものとした。）。

第4 監査の着眼点及び実施内容

実施に当たっては、監査基準に基づき指定管理者に関係書類の提出を求め、実査を行うとともに関係職員から説明を聴取し、流山市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年流山市条例第27号）、流山市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成16年流山市規則第52号）、流山市高齢者福祉センター森の倶楽部の設置及び管理に関する条例（昭和47年流山市条例第6号）、流山市高齢者福祉センター森の倶楽部管理規則（昭和47年流山市規則第6号）、流山市高齢者趣味の家の設置及び管理に関する条例（昭和55年流山市条例第14号）及び流山市高齢者趣味の家の設置及び管理に関する条例施行規則（平成24年流山市規則第3

号)並びに流山市高齢者福祉センター森の倶楽部及び流山市高齢者趣味の家の管理に関する基本協定書(以下「基本協定書」という。)、流山市高齢者福祉センター森の倶楽部及び流山市高齢者趣味の家指定管理者の業務等に関する仕様書(以下「仕様書」という。)及び流山市高齢者福祉センター森の倶楽部及び流山市高齢者趣味の家の管理に関する年度協定書に沿い、指定管理者については適正な管理運営が行われているか、また所管部課については指定管理者に対し指導監督が適切に行われているかに主眼を置いた。

第5 監査の期間

自 令和3年11月1日
至 令和4年3月25日

第6 監査の実施日及び場所

令和4年1月28日
流山市役所

第7 指定管理の概要

1 設置の目的

流山市高齢者福祉センター森の倶楽部は、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の7に規定する老人福祉センターとして、生活・健康相談、生業及び就労の指導、機能回復訓練の実施、レクリエーション等の実施、老人クラブに対する援助等の事業を行い、高齢者の福祉の向上と増進を図ることを目的に設置された。また、流山市高齢者趣味の家は、陶芸、園芸その他の趣味のための作業を行う場所を提供するとともに、それを行うための必要な助言及び指導を行い、高齢者が生産又は創造的活動を行うことにより自らの生きがいと創造力を高め、その生活を健康で豊かなものにすることを目的に設置された。

2 施設の概要

(1) 流山市高齢者福祉センター森の倶楽部

名称	流山市高齢者福祉センター森の倶楽部
所在地	流山市大字東深井 989 番地
主な設備	大広間、機能回復訓練室、娯楽談話室、図書室、生活・健康相談室、ミーティングルーム、多目的室、浴場、レストラン（指定管理事業対象外）

(2) 流山市高齢者趣味の家

名 称	所 在 地
流山市北部高齢者趣味の家	流山市大字東深井 989 番地 (流山市高齢者福祉センター森の倶楽部別館内)
流山市東部高齢者趣味の家	流山市名都借 274 番地 (名都借福祉会館内)
流山市南部高齢者趣味の家	流山市流山 9 丁目 500 番地の 39

3 業務の範囲

- (1) 施設及び設備の維持管理に関すること
- (2) 事業の実施に関すること
- (3) 施設又は附属設備の使用の許可に関すること
- (4) 施設又は附属設備の使用の制限に関すること
- (5) 施設及び附属設備の使用の許可の取消しに関すること
- (6) 施設及び附属設備の利用料金の収受及び還付に関すること
- (7) 一人暮らし高齢者招待に関すること
- (8) 各種講座の開催に関すること
- (9) その他の業務

4 指定管理者概要

- (1) 名称 公益社団法人流山市シルバー人材センター
- (2) 所在地 流山市東初石 3 丁目 103 番地の 18

公益社団法人流山市シルバー人材センターは「高年齢者等雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）」に基づき、流山市・千葉県・国の支援を得て運営されている公益団体である。

5 指定期間

平成31年4月1日から令和6年3月31日

6 令和2年度指定管理料

令和2年度 28,770,000円（修繕料300,000円を含む）

7 令和2年度収支決算額

収入 30,069,958円

支出 25,893,156円（令和元年度指定管理料返還金497,342円を含む）

収支差額 4,176,802円

なお、令和3年度に「新型コロナウイルス感染症対策に伴う還付金（令和2年度分）」として、3,250,448円を還付している。

8 利用状況

（単位：件・人）

場 所	午 前				午 後				件数合計	利用者合計	
	件数	男	女	人数合計	件数	男	女	人数合計			
森の倶楽部	大広間（1）	135	—	—	1,433	212	—	—	1,665	347	3,098
	大広間（2）	110	—	—	1,205	264	—	—	2,597	374	3,802
	会議室	41	—	—	158	45	—	—	185	86	343
	多目的室	125	—	—	935	147	—	—	1,178	272	2,113
	施設利用	—	822	141	963	—	3,639	258	3,897	—	4,860
	風呂	—	5,873	3,134	9,007	—	5,865	3,885	9,750	—	18,757
趣味の家（北）	61	815	596	1,411	10	103	64	167	71	1,578	
趣味の家（南）	164	464	685	1,149	197	546	1,133	1,679	361	2,828	
趣味の家（東）	133	586	622	1,208	165	615	529	1,144	298	2,352	
合計	769	8,560	5,178	17,469	1,040	10,768	5,869	22,262	1,809	39,731	

（注）新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年4月、5月は全館休館。
浴場施設については令和2年6月も休止し、7月より利用再開。

第8 監査の結果

1 総合意見

公益社団法人流山市シルバー人材センター（以下「シルバー人材センター」という。）は「高齢者が働くことを通して生きがいを得ると共に地域社会の活性化に貢献する」という使命に基づき、「自主・自立、共働・共助」の理念のもと昭和59年に設立され、令和2年度で36年目を迎えた。流山市高齢者福祉センター森の倶楽部（以下「森の倶楽部」という。）及び流山市高齢者趣味の家（以下「趣味の家」という。）の指定管理者の選定にあたっては、事業の実施にあたり必要なノウハウを有していること、シルバー人材センターを通じて高齢者の雇用の確保と就業機会の拡大が期待できること等から、事業者を特定し、平成26年4月より継続してシルバー人材センターが指定管理事業を請け負っている。

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、前年度の令和2年3月から引き続き5月末までの間、森の倶楽部及び趣味の家全館が休館となるなど運営に多大な影響が生じた。利用再開後の施設運営にあたっては、基本的な感染症対策を徹底するとともに、健康生活相談を担う看護師と日々の感染対策について相談するなど施設の環境整備に留意しており、より一層の注意を払い、利用者が安全に過ごせるよう努めていることが確認できた。

事業の実施については、コロナ禍により一部中止が余儀なくされた中でも、新たな講座を開設するなどし、利用者に魅力ある事業の展開に努める姿勢が見受けられた。また、流山市公共施設予約システムの変更時に窓口で案内書を配布するなど、施設利用者の立場に立った取組が認められた。令和2年度の施設の利用者満足度調査の結果では、総合評価において約97%が「満足」もしくは「どちらかといえば満足」と高い評価を得ており、今後も利用者のニーズに応じた多彩な事業の展開と、利用者に寄り添った丁寧な対応を期待したい。

しかしながら、事務手続きにおいては、年次事業報告書内の収支決算額に符合しない箇所や、月次報告書及び年次事業報告書における利用者人数の集計方法の統一性に欠けるなど、報告書の作成に指摘や改善を求める点が多数見受けられた。所管部課においては、報告書の点検方法を工夫するなど、確認体制の改善を図り、必要に応じて報告書の様式の見直しを検討するなどし、相互の連絡体制について強化されたい。

また、年次事業報告書の提出時期や備品管理について、仕様書のとおりに行われていなかったことが確認されたが、仕様書等に規定されている内容どおり

に実施することが困難な事態が生じた場合には協議を行い、必要に応じて仕様書等を改めることにより適正な手続きとして処理されたい。

2 個別意見

監査の結果、調査した範囲においておおむね適正に執行されていたが、事務事業の一部について「指摘事項等一覧」（表1）のとおり、指摘事項、検討・要望事項及び注意事項が認められた。

指摘事項及び検討・要望事項については、監査の結果に基づき講じた措置について、流山市監査指摘事項等事務処理要領（平成26年4月1日制定）により通知を求めるものとする。

【表1 指摘事項等一覧】

指定管理者・所管部課	指摘事項								検討 要望 事項	注意 事項
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	計		
公益社団法人 流山市シルバー人材センター	1		2					3	2	1
健康福祉部高齢者支援課	1		1					2	1	2
計	2	0	3	0	0	0	0	5	3	3

[指摘事項]

- (1) 法令、条例、規則等に違反している事項（軽易な誤りを除く。）
- (2) 不正な行為がなされた事項
- (3) 事故が発生するおそれがある事項
- (4) 不経済となっている事項や行政効果が期待できない事項
- (5) 今後の事務又は他の部署に悪影響を及ぼすおそれのある事項
- (6) 過去に指摘されていた事項であって、改善の取組が行われていない又は不十分な事項
- (7) その他監査委員が合議の上、指摘事項と認める事項

[検討・要望事項]

改善の検討を要する事項や要望事項等、監査委員意見として集約し、監査結果報告に反映させるもの。

[注意事項]

軽易な誤りである事項で、措置対象外の注意事項として取り扱い、その旨を付して報告書に表記するもの。

(1) 指摘事項

<法令、条例、規則等に違反している事項>

・基本協定書及び仕様書にて、施設の管理に関する業務の一部を第三者に再委託する際には事前に書面により申請し、市の承諾を得ることとされているが、文書が不存在となっていた。再委託の際の事務手続きを徹底されたい。

(公益社団法人流山市シルバー人材センター)

(健康福祉部高齢者支援課)

<事故が発生するおそれがある事項>

・年次事業報告書のうち、管理に係る経費の収支状況に関する事項について、統一性のない箇所や誤記が散見された。指定管理者において正確な数字を把握するとともに、事務改善を行い適正な事業報告書の作成を求める。

(公益社団法人流山市シルバー人材センター)

・月次報告で提出された利用料金収入の積上げ額と収支決算額とに符合しない事項があった。相違は入金時期及び経理処理に起因するものとのことであったが、月次報告書の積上げが収支決算へと繋がることから、双方の金額に統一を図れるよう事務処理の見直しを行い、正確な数字による適切な事務の執行を求める。また、報告書の内容に修正が生じた場合は所管課への報告を徹底されたい。

(公益社団法人流山市シルバー人材センター)

・提出された年次業務報告書について、支出決算額などに統一性がなく誤りのあるものを収受していた。所管課としての適切な点検方法の構築及び指定管理者への指導を徹底されたい。

(健康福祉部高齢者支援課)

(2) 検討・要望事項

・備品の点検・報告については、仕様書では備品台帳に即して年2回の備品の整理を行い、点検した備品については次年度4月末日までに市に台帳の提出をもって報告することとあるものの、行われていなかった。現在整理を行っているとのことであるため、整理後適切に報告を行うとともに、必要に応じて仕様書の内容を改めるよう所管課と協議されたい。

(公益社団法人流山市シルバー人材センター)

・年次事業報告書について、基本協定書及び仕様書に定める期限までに提出がされていなかった。また、月次報告書記載の施設使用人数について、集計方法が異なる月があり、年次事業報告書の年間使用人数にも影響が及んでいた。報告書には利用者数に関して複数の調書があり、調書により集計基準が異なるとのことであったが、事務処理が煩雑となることから、報告書の様式について見直しを行うとともに、統一的な事務が行えるようマニュアルを再整備されたい。

(公益社団法人流山市シルバー人材センター)

・指定管理料について、平成 30 年度から令和 5 年度までの債務負担行為を設定しているが限度額の算出に誤りがあった。現状では令和 5 年度に限度額の超過が見込まれるため、当該年度において適正に予算措置を行われたい。

(健康福祉部高齢者支援課)

(3) 注意事項 (措置対象外)

注意事項については速やかに適正な対応を講じられたい。

【表2 注意事項一覧】

注意事項	指定管理者・所管部課
令和 2 年 4 月 1 日付で締結された流山市高齢者福祉センター森の倶楽部及び流山市高齢者趣味の家の管理に関する年度協定書について、課税額に関する別表内訳の添付がなかったもの。	公益社団法人流山市シルバー人材センター 健康福祉部高齢者支援課
基本協定書及び仕様書にて使用されている文言の内容に不明確な部分があったもの。	健康福祉部高齢者支援課